

日本文学専攻における修士論文および文芸創作作品・研究副論文の審査基準に係る規程

1. 目的

本規程は、法政大学大学院学則および法政大学学位規則にもとづき、日本文学専攻における修士論文および文芸創作作品・研究副論文の審査基準について定めるものである。

2. 修士論文および文芸創作作品・研究副論文の提出資格

修士論文または文芸創作作品・研究副論文を提出する学生は、修士論文中間発表会で論文または研究副論文の概要を報告することを要する。

3. 修士論文の審査基準

修士論文は専攻会議において、以下の基準に照らしてこれを審査する。

- (1) 先行研究の適切な調査・整理
- (2) 研究内容の独創性・妥当性
- (3) 文章の適切性

4. 文芸創作作品の審査基準

文芸創作作品は専攻会議において、以下の基準に照らしてこれを審査する。

- (1) 作品内容の創意工夫
- (2) 文章表現の創意工夫

5. 研究副論文の審査基準

文芸創作作品をもって修士論文に代える学生は、研究副論文を提出することを要する。その審査基準は本規程第3条に準じる。ただし、その内容が創作にかかわる取材調査等に関するものである場合には、内容の適切性にもとづき審査する。

6. 字数

字数について、修士論文および文芸創作作品は400字詰原稿用紙50枚以上（ただし、文芸創作作品が詩歌等である場合はこの限りでない）、研究副論文は400字詰原稿用紙30枚以上とする。なお、ワープロを使用した場合の枚数は、400字詰原稿用紙の字数から換算するものとする。

付則 本規程は、2012年4月1日より施行する。

本規程は、2013年4月1日より第2条を改正して施行する。